

## 施策等の実施状況について

住工共生のまちづくり条例第20条に基づき、施策等の実施状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等の皆様からそれに対する意見を募集した。

1. 施策等の実施状況の公表及び意見募集期間  
平成26年1月6日（月）から2月5日（水）
2. 公表方法  
市ホームページ及びモノづくり支援室窓口
3. 公表資料  
別添資料のとおり（ただし一部抜粋）
4. 対象者  
市内在住、在勤、在学の方、または市内に事業所を有する事業者・法人・その他団体
5. 提出された意見  
なし

東大阪市住工共生のまちづくり条例（抜粋）

（施策の実施状況の公表等）

第20条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。

2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第1項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。